

別表第1

福岡武道館使用料表

区分		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで	
武道場	利用者が入場料を徴収しない場合	平日	三、六五〇円	四、八七〇円	六、〇九〇円	八、五三〇円	一〇、九六〇円	
		土・日・休日	四、八七〇円	六、〇九〇円	七、三一〇円	一〇、九六〇円	一三、四〇〇円	
	利用者が入場料を徴収する場合	平日	一〇、九六〇円	一四、六二〇円	一八、二八〇円	二五、五九〇円	三二、九〇〇円	
		土・日・休日	一四、六二〇円	一八、二八〇円	二一、九三〇円	三二、九〇〇円	四〇、二二〇円	
	個人使用	二時間につき	小・中学生 七〇円					
			高校生 一二〇円					
		一般 二四〇円						
弓道場	利用	平日	一、八二〇円	二、八〇〇円	三、六五〇円	四、六三〇円	六、四五〇円	
		土・日・休日	二、一九〇円	三、二九〇円	四、三八〇円	五、四八〇円	七、六七〇円	
個人使用	二時間につき	小・中学生 七〇円						
		高校生 一二〇円						
		一般 二四〇円						

備考

- 一 「占用使用」とは競技大会、講習会等において、施設を独占的に利用する場合を、

「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。

二 「小・中学生」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「高校生」とは高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、幼児、小・中学生及び高校生以外の者をいう。

三 「土・日・休日」とは土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を、「平日」とはこれら以外の日をいう。

四 この表に掲げる利用時間を超えて武道場若しくは弓道場を利用する場合又は武道場若しくは弓道場の一部を占有使用する場合の使用料の額は、この表で定める使用料の額を基準として公安委員会規則で定める。

五 利用者が武道場を占有使用する場合において、冷暖房を使用するときは、この表に定める使用料金に、公安委員会規則で定める額を加算して徴収する。